

8 東日本大震災支援本部員会議について

1 本部員会議の運営

東日本大震災の発生を受け、県では平成23年3月14日に「東日本大震災支援本部」（本部長 知事）を設置し、平成25年度までに本部員会議を15回開催して、さまざまな支援を行ってきました。

平成26年度は4回の開催を予定しており、派遣職員の活動報告を通して被災地の状況把握にも努め、引き続き全庁的な連携を図りながら支援・交流を行っていきます。

2 平成25年度の取組（主なもの）

（1）人的支援

○ 県職員（派遣期間：25.4.1～26.3.31）

派遣先	業務内容	職種	人数
福島県	食品中の放射性物質検査業務	環境	1
宮城県	用地業務	一般事務	2
	農地・農業用施設等の災害復旧業務	農業土木	1
	養殖施設等の災害復旧業務	水産	1
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	農業土木	1
	治山施設・林道の災害復旧業務	林業	1
岩手県	換地業務	一般事務	1
	災害廃棄物処理業務	化学	1
計			9名

※ 平成24年度末までの派遣累計は、期間の長短合わせて577人

○ 警察官

派遣先	業務内容	人数	期間
福島県警察	警察業務	61名	25.4.2～25.4.18
		70名	25.7.9～25.7.25
岩手県警察	警察業務	5名	25.4.1～26.3.31

※ 平成24年度末までの累計は、期間の長短合わせて1,600人

（参考）

職種	人数	備考
市町職員	17	平成24年度末までの派遣累計は713人
消防職員	—	平成23年3月末までに救助活動・火災対応等のため346人派遣

(2) 被災地向け支援・交流

- 東日本大震災三周年追悼式の実施（防災対策部）
- 岩手県久慈市営の被災水族館へ、県内水族館と連携して資機材や魚類を支援（防災対策部）
- 「みえ災害ボランティア支援センター」によるボランティアバス「みえ発！ボランティアⅡ」の運行（環境生活部）
- 久慈市と県内のグリーン・ツーリズム実践者等の相互交流（農林水産部）
- 県内中学生等が宮城県を訪問する学校防災交流事業の実施（教育委員会）
- 気仙沼市及び南三陸町へスクールカウンセラーを派遣（教育委員会）

3 平成26年度の取組（主なもの）

(1) 人的支援（平成26年4月以降の派遣人数）

- 県職員（派遣期間：26.4.1～27.3.31、（*）のみ26.4.1～26.9.30）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	用地業務	一般事務	1
	農地・農業用施設等の災害復旧業務	農業土木	1
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	農業土木	1
	治山施設・林道の災害復旧業務	林業	1
	道路・河川等の災害復旧業務等	土木	1
	災害復旧に伴う住宅等新築にかかる建築確認業務等	建築	1
	復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務（*）	文化財	1
岩手県	換地業務	一般事務	1
福島県	観光業務	一般事務	1
計			9名

- 警察官

派遣先	業務内容	人数	期間
福島県警察	警察業務	未定	未定
岩手県警察	警察業務	3名	26.4.1～27.3.31

(参考) 市町職員

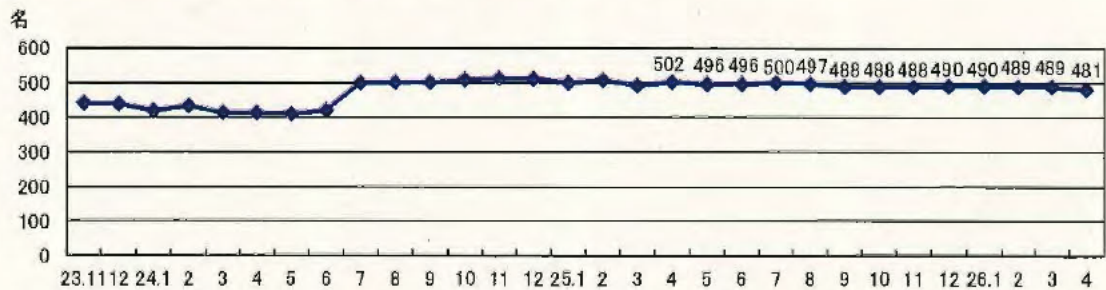
派遣先		人数	派遣元市町
県	市町村		
宮城県	石巻市	4名	桑名市、鈴鹿市、伊賀市、菰野町
	気仙沼市	1名	桑名市
	山元町	1名	津市
	南三陸町	1名	鳥羽市
岩手県	陸前高田市	1名	松阪市
福島県	相馬市	1名	菰野町
	新地町	1名	四日市市
計		10名	

(2) 被災地向け支援・交流

- 東日本大震災四周年追悼式の実施（防災対策部）
- 防災・減災対策を通じた交流（防災対策部）
- 県内各種イベントで被災地の物産振興、観光PR（農林水産部・雇用経済部）
- 久慈市と県内のいなかビジネス取組地域との相互交流（農林水産部）
- 宮城県の中學生を三重県に招く学校防災交流事業の実施（教育委員会）
- 気仙沼市及び南三陸町へスクールカウンセラーを派遣（教育委員会）

(3) 県内避難者向け支援

三重県への避難者数（平成26年4月末現在）



	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
桑名市	0名	1名	14名	1名	3名	19名（9世帯）
四日市市	112名	17名	45名	54名	18名	246名（68世帯）
菰野町	0名	0名	1名	0名	0名	1名（1世帯）
鈴鹿市	2名	15名	30名	0名	0名	47名（19世帯）
亀山市	0名	2名	10名	0名	0名	12名（5世帯）
津市	0名	4名	46名	0名	6名	56名（20世帯）
松阪市	0名	2名	14名	2名	0名	18名（8世帯）
多気町	0名	0名	0名	4名	0名	4名（1世帯）
伊勢市	1名	3名	22名	0名	2名	28名（11世帯）
鳥羽市	0名	1名	2名	0名	0名	3名（3世帯）
志摩市	1名	2名	0名	0名	0名	3名（2世帯）
南伊勢町	0名	1名	0名	2名	0名	3名（2世帯）
伊賀市	0名	6名	18名	0名	4名	28名（10世帯）
名張市	0名	0名	6名	0名	2名	8名（4世帯）
尾鷲市	0名	0名	3名	0名	2名	5名（3世帯）
合計	116名	54名	211名	63名	37名	481名（166世帯）

- 避難者の総合相談窓口機能（防災対策部）
- ホームページで生活関連情報の提供（防災対策部）
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせを、市町を通じて避難者へ配布（防災対策部）
- 避難者への住宅の提供（総務部・雇用経済部・健康福祉部・県土整備部）

9 災害対応力の充実・強化について

今世紀前半の発生が危惧される南海トラフ巨大地震に備えるため、平成 23 年 3 月の東日本大震災及び同年 9 月の紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、災害対策本部の体制見直しにより機能強化を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その体制の検証を行うことにより、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

また、災害発生時の応援・受援のための広域連携の重要性が高まっていることから、県と市町において災害時広域支援体制の強化を図るとともに、大規模災害に対する応急対策の活動拠点として、広域防災拠点施設の整備を進め、災害対応力の充実・強化を図ります。

1 三重県災害対策本部体制の機能強化

(1) 三重県災害対策本部体制

ア 災害対策本部（「参考 1」参照）

災害対策本部の組織体制について、危機管理統括監のもと全庁が一体的となつて災害対策を行うことができるよう、平成 24 年度から、「災害対策統括部」を設置することを中心とした見直しを行いました。

「災害対策統括部」は、危機管理統括監を統括部長とし、統括部長の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長（知事）の意思決定を支援するものとし、次のような組織体制としました。

(ア) 災害対策統括部に、対応方針立案や関係部局との調整を行う「部隊」を設置

(イ) 総括部隊に、各救助機関と総括部隊とのハブ機能を担う「救助班」を設置

(ウ) 総括部隊に、情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」を設置

(エ) 臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」を設置

イ 地方災害対策部（地方部）（「参考 2」参照）

災害対策本部の組織体制について、災害対策本部組織との整合性及び地域機関の見直しを踏まえ、平成 24 年度に次のとおり見直し、平成 25 年度から新体制での活動を実施しています。

(ア) 地方統括部の創設（総括班の充実・強化）

(イ) 派遣チームの創設

(ウ) 地方部調整会議の創設

(2) 災害時における積極的な職員派遣（「参考3」参照）

災害対策本部及び地方災害対策部組織体制の見直しとあわせて、災害時における職員派遣体制を整備したことから、派遣チームの研修を行い、台風襲来時など必要な時に積極的に職員を派遣していきます。

また、実際の災害時における派遣や図上訓練を通じて、派遣班活動マニュアルの検証・見直しを行います。

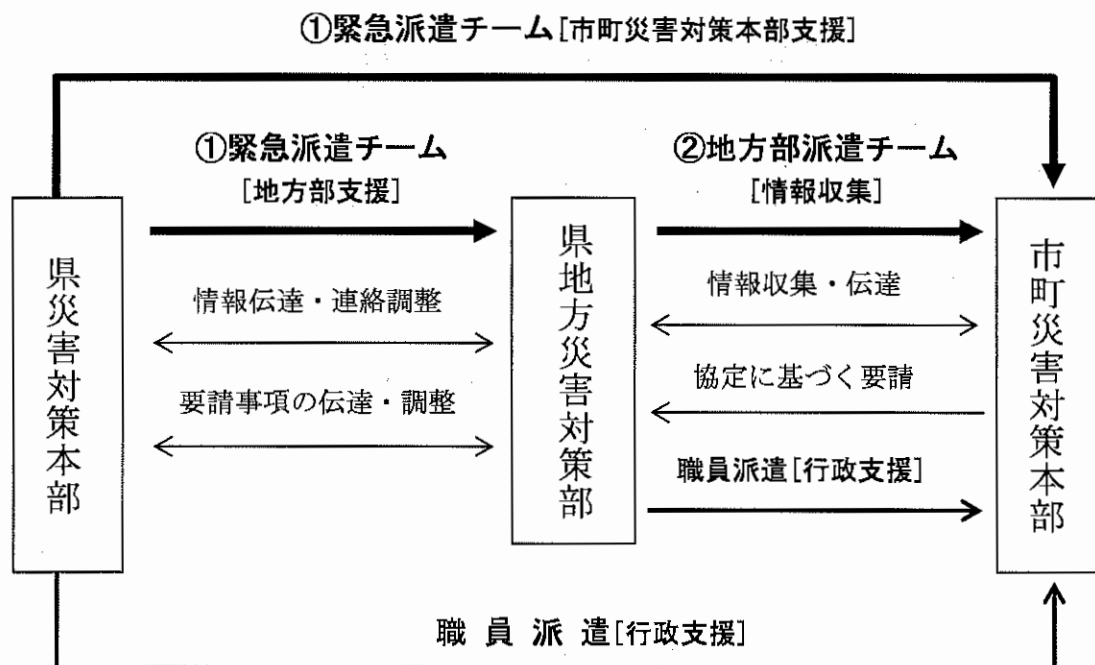
ア 緊急派遣チーム

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部総括部隊派遣班の調整のもと、地方部支援、市町災害対策本部支援を行うために災害対策本部（本庁）から派遣します。

イ 地方部派遣チーム

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、地方部「総括班」の調整のもと、被災市町の情報収集等を行うために地方部から派遣します。

(参考3) 災害時における職員派遣のイメージ



(3) 三重県災害対策本部設置の状況

平成 25 年度は、8 回災害対策本部を設置し、災害対策活動を実施しました。特に、台風接近の際には、津地方气象台の協力を得て、台風の進路や降雨の見込みについて各部や地方部、市町と情報を共有したほか、随時、災害対策統括会議を開催し、緊急派遣チームの派遣を決定するなどの活動を行いました。

今年度は、4 月 2 日の「チリ北部沿岸で発生した地震」の対応として、津波注意報発表の前から準備体制を敷いたほか、4 月 29 日から 30 日にかけての大雨警報時に災害対策本部を設置し対応しました。

災害名	設置月日	主な被害	派遣状況
4月6日の県下全域における大雨	4月6日	死者1名、道路3ヶ所、崖崩れ1ヶ所、鉄道不通など	
8月5日の県中部、伊賀地域における大雨	8月5日	被害なし	
9月3日から4日にかけての県下全域における大雨	9月4日	住家一部破損28棟、床下浸水7棟、道路16ヶ所、鉄道不通、停電など	・地方部派遣チーム(2名)
9月14日から16日にかけての県下全域における暴風、大雨(台風18号)	9月15日 ～16日	死者2名、負傷者9名、住家全壊1棟、半壊2棟、一部破損154棟、床上浸水53棟、床下浸水58棟、道路90ヶ所、河川36ヶ所、崖崩れ15ヶ所、鉄道不通、水道断水、電話不通、停電など	・緊急派遣チーム(4名) ・地方部派遣チーム(7名)
10月15日から16日にかけての県下全域における暴風、大雨(台風26号)	10月15日 ～16日	負傷者1名、床下浸水1棟、崖崩れ1ヶ所、鉄道不通、停電など	・地方部派遣チーム(1名)
10月20日の県下全域における大雨	10月20日	道路2ヶ所、崖崩れ1ヶ所など	・地方部派遣チーム(1名)
10月24日から26日にかけての県下全域における大雨(台風27号)	10月25日 ～26日	道路1ヶ所、鉄道不通	・緊急派遣チーム(4名)
2月14日の大雪による災害	2月14日	鉄道不通、停電など	
4月29日の大雨による災害	4月29日 ～30日	鉄道不通	

※ 台風 18 号、27 号接近の際には、東紀州地域の孤立を警戒し、大雨警報等が発表される前に、尾鷲地方部、熊野地方部に緊急派遣チームを派遣しています。

2 防災訓練の実施

(1) 概要

東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、即応型のより実践的な訓練を実施することにより、県民の防災活動に関する意識の高揚を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

(2) 平成26年度防災訓練の基本的考え方

図上訓練や実動訓練等様々な訓練を行うことにより、災害対策本部活動、地域防災計画などの検証を行います。

図上訓練は、段階的かつ着実に実施し、機能別訓練を実施するなど実践的対応能力の向上を図ります。

実動訓練では、地域特性を考慮するとともに、初動期に重要な役割が期待される住民、自主防災組織等の参加に重点を置いた訓練及び住民と防災関係機関・医療機関等相互の連携強化に向けて訓練を行います。

(3) 主な訓練内容

ア 情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練

三重県地域防災計画に基づき職員一斉メールシステムを使って「三重県職員情報伝達訓練」を年間を通して抜き打ちで実施し、非常時における県職員の迅速な情報伝達について検証します。

また、緊急地震速報が流れたときに職員が的確な行動をとれるとともに、会議や来客対応の際にも的確な行動がとれるよう緊急地震速報訓練を実施します。

イ 総合防災訓練（図上訓練）

災害対策本部活動について、平成25年度に作成した総括部隊の活動マニュアルの検証・見直しを行うとともに、機能別訓練として保健医療部隊との活動を具体的に検証するなど、図上訓練により災害対策本部の大規模災害時における対処能力の向上を図ります。

ウ 総合防災訓練（実動訓練）

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震及び津波が発生したとの想定のもと、県民主体の防災対応（避難、避難所運営）、各関係機関の連携強化、防災活動に関する技術の向上を目的として、地域の特性を生かしながらテーマを設定し、県民主体のより実践的な総合防災力強化のための実動訓練を行います。

日時： 11月2日（日） 9時00分から12時00分

場所： 志摩市、南伊勢町、大紀町

地域の特性に応じた訓練テーマ：

- ① 未来を支える若い力と地域等が連携した訓練
- ② 医師会と災害拠点病院が連携した災害時医療訓練
- ③ 災害時要援護者の支援訓練

エ 自衛隊防災訓練（南海レスキュー）への参加

陸上自衛隊中部方面隊が実施する自衛隊防災訓練（南海レスキュー）について、中部方面隊傘下の第10師団からの参加要請を受けて、図上訓練に参加し、連携強化を図るとともに、三重県災害対策本部の体制や災害対策統括会議による方針決定などの検証を行います。

日時： 6月2日（月）9時00分～6月6日（金）12時00分

24時間体制で実施

場所： 三重県庁

オ 他府県等と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

- ・ 中部ブロック協議会広域連携防災訓練（実動訓練） 8月31日（日）
- ・ 近畿府県合同防災訓練（仮称）（和歌山県）10月18日（土）、19日（日）
（近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練）
- ・ 中部ブロック協議会政府緊急災害現地対策本部設営・運用訓練
11月5日（水）
- ・ 4県（三重、和歌山、徳島、高知）共同津波避難訓練 11月上旬
- ・ 中部ブロック緊急消防援助隊合同訓練（石川県）
11月15日（土）、16日（日）
- ・ 中部9県1市情報伝達訓練 時期未定
- ・ 関西広域応援訓練（図上訓練） 時期未定

3 県と市町における災害時広域支援体制の充実

（1）経緯

平成23年度の県と市町の地域づくり連携・協働協議会における市長会からの提案を受け、県と市町が災害時に迅速かつ的確に対応できる災害時広域支援体制の構築を目指すとともに、互いの連携を深めることを目的として、新たに「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議（以下「連携会議」）」を平成24年2月28日に発足させました。

この連携会議の場で、喫緊の課題として、まずは県と市町の災害時応援協定の改訂について具体的な検討を行うこととし、平成24年8月23日には、市町相互の応援に加えて、県からも主体的に応援活動に加わる内容等を盛り込み、協定の改定を行いました。

その後、引き続き主に人的な支援体制の構築を目標として検討、協議を進め、その成果として県災害対策本部の緊急派遣チームを創設するとともに、平成25年2月14日に支援要請の具体的な手順や様式を定めた実施細目について連携会議の場で合意しました。

そして、平成25年度からは、物資支援体制、広域避難体制について、各機関の役割を整理した物資支援、広域避難の活動方針や活動要領を検討していくこととなりました。平成26年度は被害想定調査結果を踏まえた上で、引き続き検討を進めていくこととしています。

(2) 連携会議における検討状況と今後の予定

ア 物資支援体制

物資支援体制については、東日本大震災を受けて国土交通省（運輸局）を中心として全国的に検討が実施されていることから、これら検討結果を踏まえて、連携会議へ情報提供するとともに、三重県における課題について検討しました。

また、物資の運用には、物流事業者の協力が必要不可欠なことから、三重県トラック協会、東海倉庫協会とも打合せを重ね、三重県物資支援体制全体フレームを整理するとともに、これを基本として検討を進めました。

今後は、県と市町の連携だけでなく、協定を締結している物流事業者の協力も得ながら、より具体的な物資支援体制を検討し、活動要領の作成につなげていきます。

イ 広域避難体制

広域避難体制については、災害対策基本法に「広域一時滞在」が規定されたものの、具体的な活動体制は未だ整備されていないことから、三重県独自に検討に着手し、特に大規模な広域避難が実施される可能性のあるゼロメートル地帯を有する北勢地域（桑員2市2町）における取組を踏まえながら検討を進めました。

連携会議では、広域避難者の動きを想定した上で、その動きに応じた支援活動を抽出し、それら支援活動を担うこととなる関係機関とその役割を整理しました。

今後は、地形条件、想定避難者数と確保できる避難所数、避難するためのルートなど、各地域に応じたより具体的な検討を進めていくこととしています。

そのため、まずは県内で先んじて検討を進めている、北勢地域（桑員2市2町）での取組と連携しながら、被害想定を踏まえた具体的な支援活動について検討し、活動要領の作成につなげていきます。

また、4月30日に「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設置し、桑名市、木曾岬町の避難対策を中心とした対策を協議していくこととしていることから、ここでの議論も踏まえながら検討していきます。

さらに、広域避難については、県境を越える調整が必要となることも考えられることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難についても協議を行っていきます。

4 北勢広域防災拠点施設の整備

大規模で広域的災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があります。

県では「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、県内の5つのエリアごとに、順次、広域防災拠点の整備を進めており、平成26年度からは北勢広域防災拠点の整備に着手します。

(1) 場所 四日市市中村町地内（東名阪道四日市東インターチェンジ周辺）

(2) 面積 約18,800㎡（県有地）

(3) 役割

北勢地域は大規模災害時における広域応援部隊や救援物資輸送の三重県への玄関口という地理的特性を有していることから、北勢拠点には次のような役割が期待されています。

○北勢地域での役割……北勢地域における輸送、物資保管・集配、活動等の拠点

○全县を統括する役割…県外の広域応援部隊や救援物資等の受入・調整及び他の広域防災拠点の後方支援

(4) 今後の予定

平成26年度は、土地の測量・調査・設計に着手し、平成29年度末の完成を目指します。

【北勢拠点整備計画】

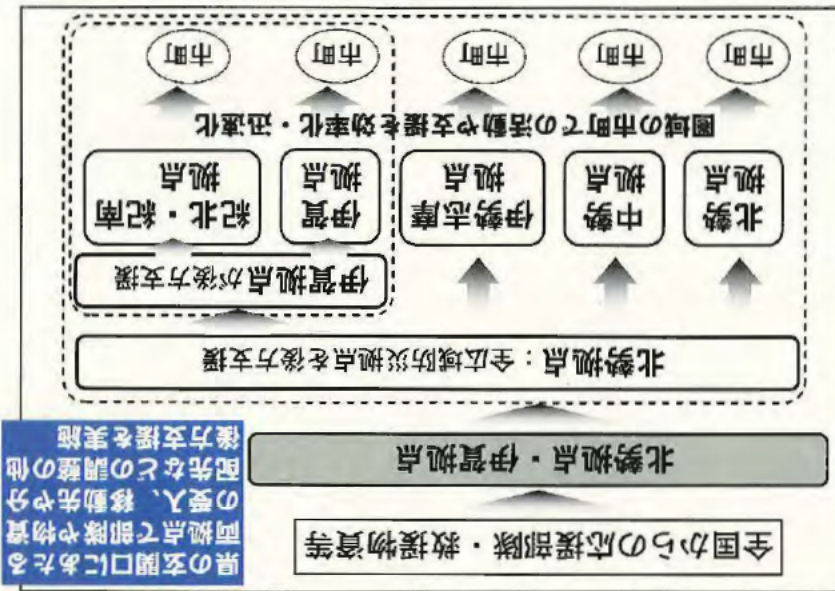
平成26年度：測量・調査・設計

平成27年度：造成工事

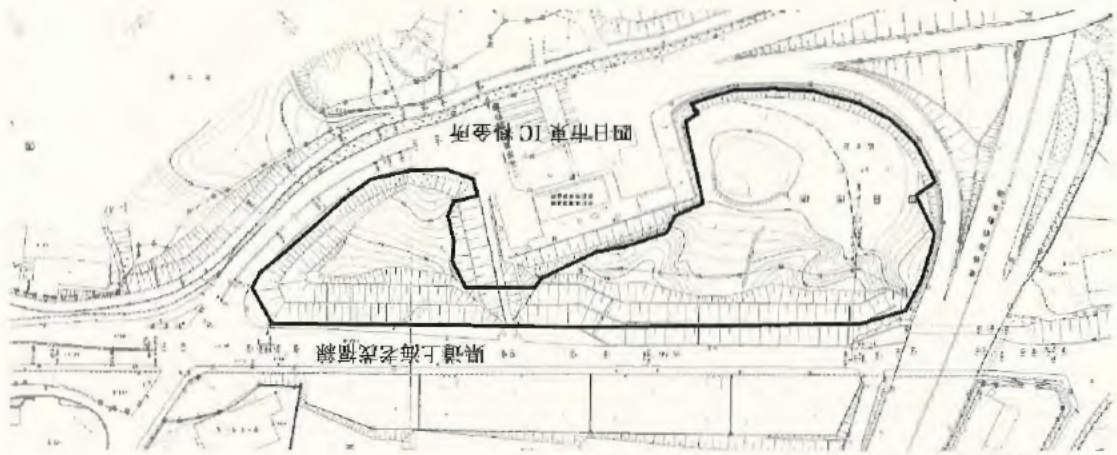
平成28～29年度：土木構造物工事、備蓄倉庫工事、無線設備工事、資機材整備

【平成26年度事業費】

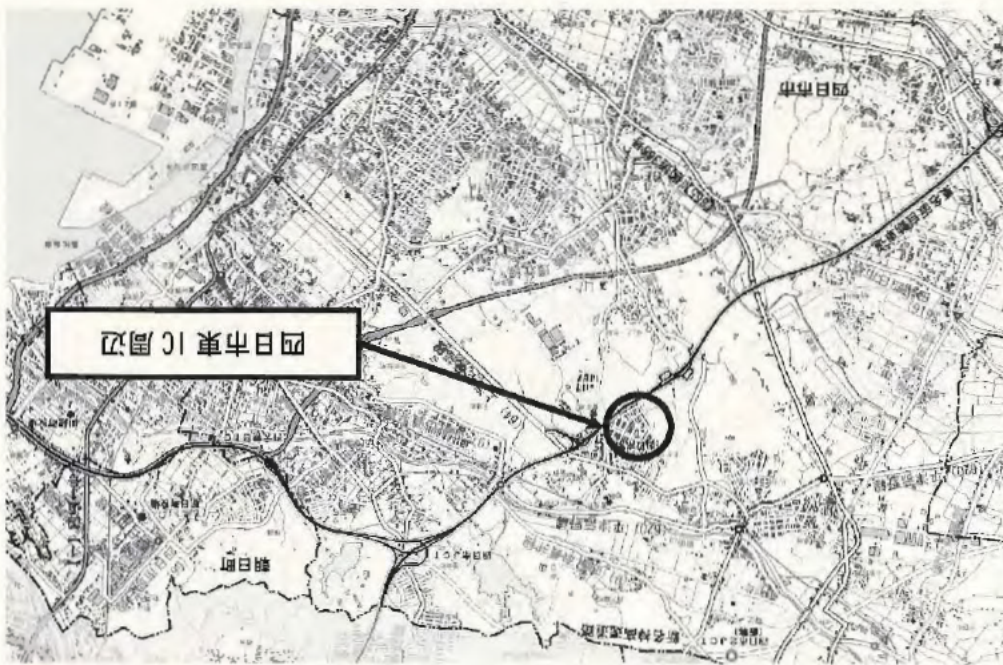
29,895千円



(広域防災拠点の位置づけ)



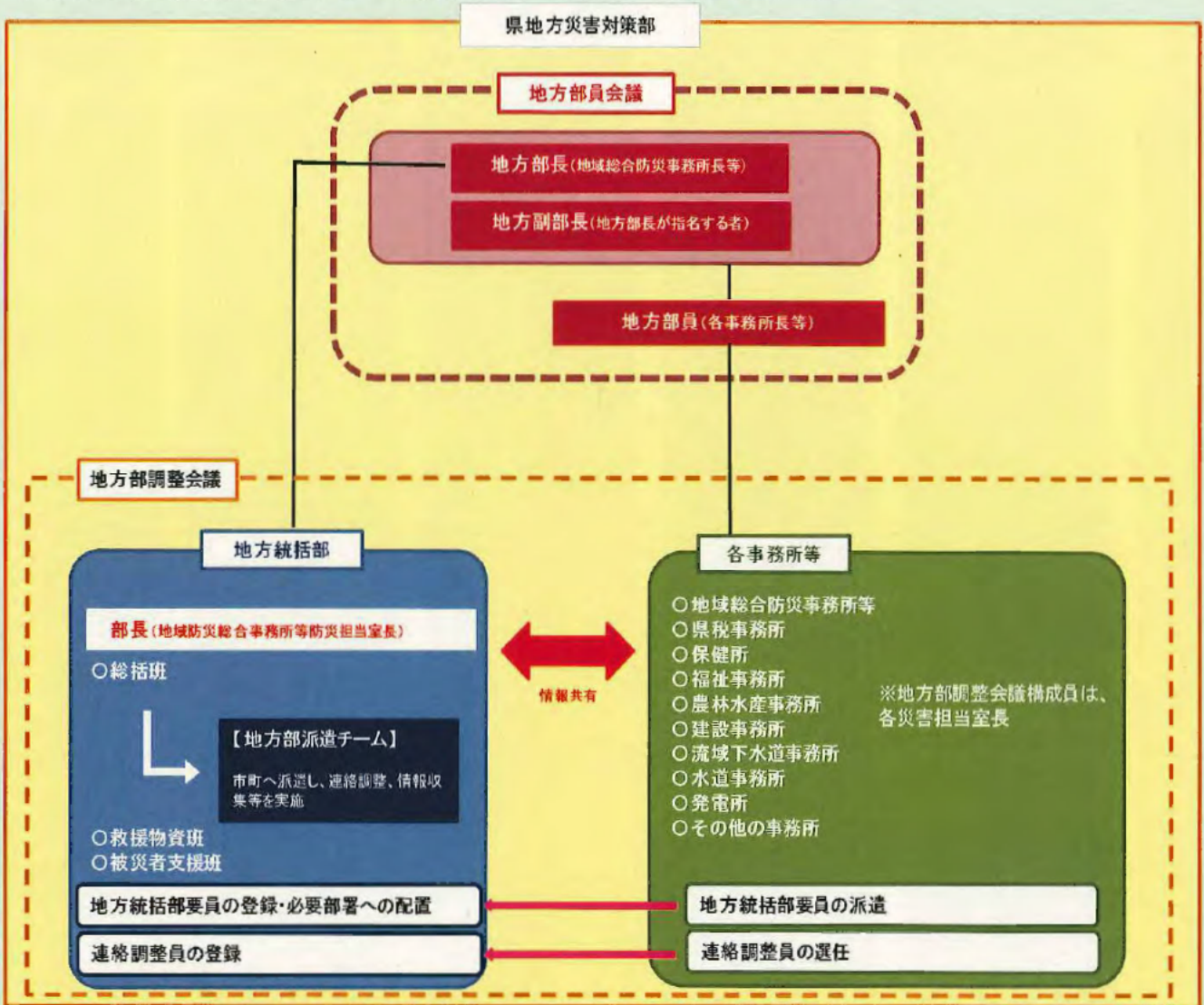
(現況図)



(位置図)

(参考2) 地方災害対策部 (標準例)

県地方災害対策部組織図(標準例) ※各地方部ごとの体制は、それぞれの地方部において定める。



- ※ 平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資対策、被災者支援対策等地方統括業務を実施する職員を派遣する。
- ※ 平時関連業務(社会基盤対策、保健医療対策)を行う事務所は、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。
- ※ 地方統括部各班及び各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。

10 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

本県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的に危機管理に取り組んでいます。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動手引書となるものです。

2 危機管理体制について

平成 24 年度に全庁的な視点で危機を察知し、災害や危機の発生時に各部局を横断して強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を、平成 25 年度には地域における防災・危機管理機能を強化するため、「危機管理地域統括監」を設置し、県全体の危機管理体制の強化を図っています。

また、防災対策部においては、危機管理統括監の統括の下、各部局等の危機管理に対する助言、調整等を行うとともに、部局への危機管理責任者の配置、危機管理を推進するための連絡調整機関である「危機管理責任者会議」の設置などにより、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

3 主な取組

(1) 危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監まで報告を迅速に行うよう求めており、その上で必要に応じ知事まで速報するとともに、各部局等に対して、その処理対応について助言、調整等を行っています。

(2) 発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

本県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システム的な要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じています。

(3) リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページにヒヤリハット事例、危機管理に関する情報等を掲載することにより全庁への情報共有を行い、危機発生を防止を図っています。

また、新聞等で報道された、他の自治体等の危機事例の情報を迅速に全庁に情報共有する仕組みとして「危機管理リアルタイムメール」を配信しています。

(4) 危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組改善を支援しています。

(5) 研修・訓練

ア 新任所属長、新任班長を対象とする危機管理研修の実施

イ 危機管理推進者、次長級職員を対象とした専門的な研修の実施

ウ 県職員及び市町職員を対象とした危機管理セミナーの実施

エ 課長等（本庁の課長及び地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施

オ 個別危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

4 今後の対応方針

(1) 危機・リスク情報の迅速な報告の意識づけ

各部局等に対する指導啓発あるいは検証作業等を通じて、危機・リスク情報の迅速な報告の重要性について職員への意識づけの徹底を図ります。

(2) 危機事例の分析検討と必要な措置の実施

他の自治体等で発生した危機事例について、機を失することなく、関係部局等と連携して分析検討し、本県における類似事例の発生防止に必要な措置を講じます。

(3) 研修等の実施

職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練の実施に努めます。

(4) 各部局との連携

各部局の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確な対応を行うようにしていきます。

1 1 国民保護の推進について

1 国における関係法令等の整備について

平成 15 年 6 月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）が制定され、この事態対処法の成立を受け、平成 16 年 6 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が制定されました。

また、平成 17 年 3 月に国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針として、「国民の保護に関する基本指針」（基本指針）が閣議決定され、県が国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項を定めた「都道府県国民保護モデル計画」が公表されました。

2 県・市町等のこれまでの取組

これを受け、県においては、平成 18 年 3 月に三重県国民保護計画を作成し、同計画に基づく国民保護訓練を実施するなど、国民保護に関する各種取組を進めています。

(1) 県の体制整備

- ・平成 17 年 3 月、「三重県国民保護協議会条例」、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例」、「災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」の公布、施行
- ・平成 17 年 4 月、三重県国民保護協議会の設置

(2) 県国民保護計画及び市町国民保護計画等の作成

- ・平成 18 年 3 月、県国民保護計画の作成
- ・平成 19 年 3 月末までに、29 市町の全てが国民保護計画を、8 指定地方公共機関*が国民保護業務計画をそれぞれ作成（平成 26 年 4 月に三重県歯科医師会が国民保護業務計画を作成し、指定地方公共機関として追加指定）

* 指定地方公共機関

一般社団法人三重県エルピーガス協会、伊勢湾フェリー株式会社、三岐鉄道株式会社、公益社団法人三重県バス協会、一般社団法人三重県トラック協会、公益社団法人三重県医師会、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社、公益社団法人三重県歯科医師会（26 年 4 月指定）

(3) 県国民保護対策本部活動要領等の作成

- ・平成 20 年 3 月、県国民保護対策本部等活動要領の作成（武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県国民保護対策本部の活動についての必要事項を規定）
- ・平成 22 年度中には、全ての地方部において県国民保護対策本部等地方部活動要領を作成
- ・平成 22 年 3 月、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部事務局活動マニュアル」の作成（武力攻撃事態等及び緊急対処事態における、国民保護措置を実施するに当たっての具体的な行動内容や手続きについて整理）

(4) 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動措置の確認、緊急対処事態対策本部における業務の確認、関係機関相互の連携強化を主な目的として、県国民保護計画に基づく図上訓練を平成 19 年度から平成 23 年度まで毎年度実施しました。

また、平成 24 年度には国との共同により、初めての実動訓練を実施しました。

(5) 市町への^{ジェイ・アラート}J-ALERT*の整備促進

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段として市町への J-ALERT の整備促進を図ってきた結果、平成 25 年度末までに、J-ALERT 受信機及び自動起動装置が県内全ての市町に整備されました。

*J-ALERT (全国瞬時警報システム)

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(6) 市町避難実施要領のパターンの作成支援

住民の避難措置の際、市町毎の主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すため、各市町は避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく必要があります。このため、県が作成した「国民保護計画に係る三重県避難要領」や「市町避難実施要領の手引き」を市町に提供するなど、パターン作成に向けた支援を行い、その結果、平成 24 年度末までに、県内全ての市町において避難実施要領のパターンの作成が完了しました。

(7) 北朝鮮情勢を踏まえた対応

近年の北朝鮮によるミサイル発射に関しては、国等を通じて正確な情報の収集に努めて対応態勢を整えるとともに、発射した際には、J-ALERT 等により市町や防災関係機関と情報共有を図り、県民への情報提供を迅速に行っています。

3 今後の予定

(1) 三重県国民保護計画等の見直し

三重県国民保護計画、国民保護対策本部活動要領等について、より実効性のあるものとしていくために、図上訓練を実施するとともに、その実施結果を踏まえ必要な見直しを進めます。

(2) 市町への支援

市町職員を対象とした国民保護研修会の開催（消防庁と共催、6月26日開催予定）、J-ALERTの全国一斉情報伝達訓練（年1回予定）や、安否情報システム*の操作訓練（年2回予定）の実施等により、市町の対応力の向上を支援します。

*安否情報システム（武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム）

武力攻撃事態等の発生時に、避難者・負傷（死亡）者の情報を集約し、その家族等からの問い合わせに回答するシステム。全国、どの地方公共団体に照会しても、回答することが可能

別冊 1

平成26年5月

事務事業概要

防災対策部

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要
<p>(防災対策総務課) 課長 米川幸志 (059-224-2181)</p> <p>1 防災気象情報等の収集・伝達</p>	<p>1 防災気象情報の収集・伝達 災害の予防・軽減を図るため、各種の気象情報や地震情報等の各種情報を収集し、関係機関に伝達する。</p> <p>2 防災情報提供プラットフォームの管理・運営 防災情報システムにより、災害発生時、迅速・的確に被害情報を収集するとともに、「防災みえ.jp」により、県が収集した気象情報、ライフライン情報、被害情報等を県民に提供する。 また、気象警報・注意報、地震・津波情報等を「防災みえ.jp」メール配信サービスにより県民に提供する。</p> <p>3 防災行政無線の管理・運営 気象警報・注意報をはじめとする防災気象情報について、防災行政無線（地上系・衛星系）やインターネット等を活用して、市町等に迅速かつ確実に伝達し、災害防止に努める。 また、防災通信ネットワークにより、防災関係機関相互の通信を確保する。</p> <p>4 防災行政無線の整備 新たに指定された災害拠点病院への地上系防災行政無線の設置を進める。</p>
<p>(消防・保安課) 課長 濱口正典 (059-224-2108)</p> <p>2 消防対策</p>	<p>1 消防体制の強化 消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化を進めるとともに、消防救急デジタル無線（共通波）の県域整備を進める。</p> <p>2 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 三重県救急搬送・医療連携協議会等の運営を行うとともに、傷病者の症状等に対応できる医療機関への迅速かつ適切な救急搬送のための「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用を行なう。(健康福祉部地域医療推進課と共管)</p>

項 目	概 要
3 予防・保安対策	<p>3 緊急消防援助隊制度の運用 緊急消防援助隊の訓練の支援や三重県隊の応受援計画の見直し等、緊急消防援助隊制度の効果的な運用を行う。</p> <p>4 救急救命士等の資質の向上 救急業務の高度化への対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の気管挿管や薬剤投与に係る講習や病院実習等を進め、救急救命士等の知識や技術の向上を図る。</p> <p>5 消防団の活性化 団員数の減少・高齢化等の課題をかかえる消防団について活性化を図るため、条例定数の確保、地域住民への情報発信、機能別消防団の設置促進などの対応方針に基づき、入団促進活動や研修等の諸事業を行う。</p> <p>1 高圧ガスの保安 (1) 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る許認可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施する。 また、高圧ガス保安担当者に対する保安講習やハザード低減対策研修等を行い、コンプライアンスを徹底することで、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。 (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵の許可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>2 火薬類の保安 火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に係る許認可、火薬庫等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>3 猟銃製造販売の適正管理 武器等製造法に基づき、猟銃等の製造、販売等の許可及び立入検査等を実施し、保管、管理の徹底を図る。</p>

項 目	概 要
<p>(防災企画・地域支援課) 課長 加太竜一 (059-224-2184)</p> <p>4 防災・減災対策の推進</p>	<p>4 電気関係の保安</p> <p>(1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録、更新、電気工事業者の事務所の立入検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 電気用品安全法に基づき、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、不良品の市場流出防止、事故防止を図る。</p> <p>5 住宅防火及び火災予防の推進啓発</p> <p>火災による被害を減らすため、消防本部と連携して住宅用火災警報器等の普及促進を図り、県民及び事業所等の防火意識を高める。</p> <p>6 危険物取扱者及び消防設備士講習の実施</p> <p>危険物取扱者及び消防設備士に対する講習を実施し、危険物施設等における事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>7 石油コンビナート防災対策</p> <p>石油コンビナート等災害防止法に基づき、三重県石油コンビナート等防災計画を定め、高圧ガス保安法、消防法等の個別法による規制のほか、石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた防災体制の確立を促進する。</p> <p>発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模地震や、広域に甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等の風水害に備え、市町や関係機関と連携して総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進を図る。</p> <p>1 三重県防災対策推進条例の推進</p> <p>防災意識の高揚と、県・県民・事業者等の責務の明確化を目的に制定した三重県防災対策推進条例の普及啓発を図るとともに、「自助」「共助」「公助」の取組を推進する。</p> <p>2 三重県新地震・津波対策行動計画の実践</p> <p>新たに策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」に掲げた地震防災・減災対策を着実に推進し、本計画の目指す「防災の日常化」の定着を図る。</p>

項 目	概 要
	<p>3 三重県新風水害行動計画(仮称)の策定等 近年多発する、台風、集中豪雨、局地的大雨、竜巻、雪害等への新たな観点からの対策を検討し、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」を見直すとともに、「三重県新風水害対策行動計画」を策定する。</p> <p>4 地域の防災・減災対策の推進 地域の総合的な防災・減災対策を行う新たな仕組みとして、三重県と三重大学が共同して設立した、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」により、防災に関する人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上を図る。</p> <p>5 緊急避難体制の整備 大規模災害時における避難体制を整備するため、「津波避難に関する三重県モデル」「避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開を図る。</p> <p>6 市町の防災・減災対策支援 市町が実施する津波避難対策、洪水・土砂災害避難対策、災害時要援護者避難対策、孤立化防止対策、避難所の整備、観光客避難対策に係る防災・減災対策を、地域減災力強化推進補助金により支援する。</p> <p>7 市町防災力の向上 地域防災力向上の重要な役割を担う市町が、自らの防災力の強み・弱みを認識し、効果的な防災対策をより一層推進するために、災害対策本部の設置に伴う図上訓練等の取組を支援する防災技術専門員・指導員を派遣する。</p> <p>8 自主防災組織の促進 県内全地域において自主防災組織の活動の活性化が重要なことから、地域特性に応じた訓練等の防災活動を促すための事業を展開する。</p> <p>9 地域防災対策の普及啓発 東日本大震災や紀伊半島大水害を契機とした、県民の防災意識の高まりを実際の行動へとつなげ、「防災の日常化」の定着を図るため、メディアによる広報活動等を実施する。</p>

項 目	概 要
<p>(災害対策課) 課長 田中貞朗 (059-224-2189) 5 防災体制の整備</p>	<p>1 災害対策本部体制の整備 多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう訓練等を通じて、災害対策本部体制を定期的に検証するとともに、体制の精度向上を目指す。</p> <p>2 県と市町の広域支援体制の整備 平成24年度に改訂した「三重県市町災害時応援協定」、同協定の実施に必要な事項を定めるため策定した「実施細目」に基づき、県と市町の広域支援体制の充実を図る。</p> <p>3 広域防災拠点施設の整備 平成24年度に改訂した「三重県広域防災拠点施設等基本構想」に基づき、残る北勢地域の広域防災拠点施設の整備を進める。</p> <p>4 県職員の防災対応力向上 県災害対策本部の機能が迅速に発揮できるよう、防災研修会、情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練等の実施により、防災に対する職員の意識向上など災害対応力の向上を図る。</p> <p>5 防災訓練の実施 東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、即応型のより実践的な訓練を実施し、地域住民、県職員及び防災関係機関職員の防災意識の高揚、防災対応力の向上を目的として、地域の特性を考慮したより実践的な総合防災訓練や発災後の様々な局面の想定や応急対策活動における各機能に着眼した図上訓練等を実施する。</p> <p>6 防災ヘリコプターの運航管理 消防防災体制の充実強化を図るため、県内の消防本部から派遣された消防職員による防災航空隊を組織し、平成5年4月に導入した防災ヘリコプター「みえ」を活用して、救急活動、救助活動、災害応急対策活動、山林火災消火活動等を実施する。</p>

項 目	概 要
<p>(危機管理課) 課長 河 治希 (059-224-2734)</p> <p>6 危機管理の推進</p> <p>7 国民保護の推進</p>	<p>全庁的な危機発生時の対応のほか、危機情報の早期把握と対応、リスク情報の収集・共有、研修・訓練の実施、各部局等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理の推進に取り組む。</p> <p>三重県国民保護計画に基づく有事への対応を、より迅速かつ的確に実施するため、国民保護訓練等を実施する。</p>

平成26年度防災対策部主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位：千円)
《政策名：危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～》	
〈施策名：(111) 防災・減災対策の推進〉	
<p>1 地域減災対策推進事業 【緊急課題解決1】</p> <p style="text-align: center;">【(11101) 新たな防災・減災対策の計画的な推進】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>南海トラフの巨大地震や内陸活断層による地震、台風等の風水害など、あらゆる災害から「県民の命を守り抜く」ため、市町が実施する避難対策や避難所の整備、災害時要援護者避難対策など、地域特性に応じた防災・減災対策を支援します。(地域減災力強化推進補助金の交付)</p>	<p>(292,240)</p> <p>292,240</p>
<p>2 緊急避難体制整備事業 【緊急課題解決1】</p> <p style="text-align: center;">【(11101) 新たな防災・減災対策の計画的な推進】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>避難所運営マニュアル策定指針や津波避難に関する三重県モデルを活用した市町及び地域の取組が促進されるよう支援します。</p>	<p>(2,441)</p> <p>2,441</p>
<p>3 新たな防災・減災対策推進事業【緊急課題解決1】</p> <p style="text-align: center;">【(11101) 新たな防災・減災対策の計画的な推進】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>三重県防災会議の開催や各専門部会の運営を行うとともに、平成25年度に実施した風水害等基礎調査結果や最新の知見をもとに、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直しや「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」の策定等を行います。また、石油コンビナート防災アセスメント調査結果や四日市石油コンビナート内の事業所で発生した爆発事故の検証結果もふまえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討します。</p>	<p>(12,536)</p> <p>13,636</p>
<p>4 防災訓練費</p> <p style="text-align: center;">【(11102) 災害対応力の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>住民参加による訓練(自助・共助)、救助機関との連携訓練(公助)、地域課題や重点的な取り組むべきテーマに応じた訓練(自助・共助・公助)など、災害対応力の向上を図るより実践的な総合防災訓練(実動訓練)、発災後のさまざまな段階や局面を想定して行う図上訓練などを実施します。</p>	<p>(5,767)</p> <p>7,374</p>

※予算額の()は県費

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位：千円)
<p>5 広域防災拠点施設整備事業 【緊急課題解決1】</p> <p style="text-align: right;">【(11102) 災害対応力の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>大規模災害発生時の県内への広域的な支援・受援体制の拠点として、北勢広域防災拠点を整備するため、整備に必要な測量・調査・設計を実施します。また、既存の広域防災拠点施設の適切な維持管理を行います。</p>	<p>(8,777)</p> <p>38,578</p>
<p>(新)6 「みえ防災・減災センター」事業 【緊急課題解決1】</p> <p style="text-align: right;">【(11103) 「協創」による地域防災力の向上】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>地域の総合的な防災・減災対策を担う新たな仕組みとして、三重県と三重大学が中心となり「みえ防災・減災センター」を設立し、防災人材の育成・活用及び交流、地域・企業支援、情報の収集と発信、調査研究等を実施します。</p>	<p>(10,141)</p> <p>25,141</p>
<p>7 地域防災広報事業 【緊急課題解決1】</p> <p style="text-align: right;">【(11103) 「協創」による地域防災力の向上】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>東日本大震災や紀伊半島大水害を契機とした、県民の防災意識の高まりを実際の行動へとつなげるとともに、「防災の日常化」の定着を図るため、メディアによる広報活動等を実施します。</p>	<p>(3,829)</p> <p>3,829</p>
<p>8 防災情報提供プラットフォーム事業</p> <p style="text-align: right;">【(11104) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>災害時に迅速・的確な対応が行えるよう、総合防災ホームページ「防災みえ.jp」等により気象情報や防災情報を提供するほか、災害対策本部機能の強化と、より県民にわかりやすい情報提供に向け、防災情報システムを再構築するための基本計画を策定します。</p>	<p>(39,836)</p> <p>39,836</p>
<p>9 消防救急デジタル無線整備事業</p> <p style="text-align: right;">【(11108) 消防力向上への支援】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)</p> <p>電波法の改正に基づく消防救急無線のデジタル化を進めるとともに、無線の広域化、共同化による消防力の向上を図るため、全県域を1ブロックとした無線の共同整備・共同利用に向けた市町の取組を支援します。</p>	<p>(29,623)</p> <p>1,377,323</p>

※予算額の()は県費

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位：千円)
<p>10 消防行政指導事業</p> <p style="text-align: right;">【(11108) 消防力向上への支援】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)</p> <p>県内各市町の消防団で構成される三重県消防協会の諸事業等の円滑な実施を通じて、消防団員の確保、消防団の活性化等に取り組みます。</p>	<p>(8,456)</p> <p>8,456</p>
<p>11 高圧ガス指導事業</p> <p style="text-align: right;">【(11109) 高圧ガス等の保安の確保】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費)</p> <p>高圧ガス事業所等における適正な保安を確保するため、許認可審査、保安検査等を実施します。</p>	<p>(△10,167)</p> <p>23,585</p>
<p>12 コンプライアンス推進事業</p> <p style="text-align: right;">【(11109) 高圧ガス等の保安の確保】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費)</p> <p>高圧ガス事業所等に対して、コンプライアンスの徹底、事故の未然防止を図るため、各種研修等を実施します。</p>	<p>(0)</p> <p>1,252</p>
<p>《政策名：命を守る～健康な暮らしと安心できる医療体制～》</p>	
<p>〈施策名：(121) 医師確保と医療体制の整備〉</p>	
<p>1 救急救命活動向上事業</p> <p style="text-align: right;">【(12102) 救急・へき地等の医療の確保】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)</p> <p>救急救命士による気管挿管や薬剤投与の処置拡大を円滑に推進するために講習やセミナーを実施し救命率の向上を図るとともに、救急活動の質を保障する体制(メディカルコントロール体制)を構築します。</p>	<p>(9,358)</p> <p>9,358</p>
<p>《施策の推進を支えるために》</p>	
<p>〈行政運営2：行財政改革の推進による県行政の自立運営〉</p>	
<p>1 危機管理推進事業</p> <p style="text-align: right;">【(40201) 自立的な県行政の運営】</p> <p>(第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費)</p> <p>危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう、職務に応じた職員研修や危機管理リーダー研修などを行います。</p>	<p>(2,004)</p> <p>2,004</p>

※予算額の()は県費